

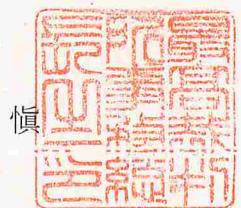
最高裁秘書第2400号

令和2年10月16日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和2年9月24日付け（同月28日受付、第020507号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成29年3月6日付け最高裁秘書第702号事務総長通達「人事管理文書等の保存期間等について」（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁秘書第702号

(庶い-04)

平成29年3月6日

高等裁判所長官殿
地方裁判所長殿
家庭裁判所長殿
最高裁判所大法廷首席書記官殿
最高裁判所事務総局局課長殿
司法研修所長殿
裁判所職員総合研修所長殿
最高裁判所図書館長殿

最高裁判所事務総長 今崎幸彦

人事管理文書等の保存期間等について（通達）

標記の保存期間等について下記のとおり定めましたので、これによってください。
なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

- 1 人事管理文書（裁判所職員に関する臨時措置規則（昭和27年最高裁判所規則第1号）において準用する人事院規則1—34（人事管理文書の保存期間）（以下「規則1—34」という。）第2条に規定する文書をいう。）の保存期間及びその保存期間の起算日（以下「保存期間等」という。）については、規則1—34第3条及び第4条による。この場合において、最高裁判所が定めることとされている事項については、平成18年12月15日付け事企法—668人事院事務総長通知「人事院規則1—34（人事管理文書の保存期間）の運用について」に

定めるところによるものとする。

2 別表の左欄に掲げる最高裁判所規則等に定める事項の実施に関する司法行政文書の保存期間等については、それぞれ同表の右欄に掲げる人事院規則等に定める事項の実施に関する行政文書の保存期間等の例による。

付 記

この通達は、平成29年4月1日から実施する。

(別表)

最高裁判所規則等	人事院規則等
裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の管理職員等の範囲に関する規則（昭和41年最高裁判所規則第6号）	人事院規則17—0（管理職員等の範囲）
裁判所職員の留学費用の償還に関する規則（平成18年最高裁判所規則第8号）	人事院規則10—12（職員の留学費用の償還） 人事院規則10—12（職員の留学費用の償還）の運用について（平成18年6月14日付け人研調—927人事院事務総長通知）
裁判所職員健康管理規程（昭和52年最高裁判所規程第2号）	人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）
裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の本府省業務調整手当の運用について (平成21年3月31日付け最高裁人給A第000235号人事局長依命通達)	本府省業務調整手当の運用について（平成21年2月2日付け給実甲第1078号人事院事務総長通知）